



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 公告

- 和歌山県NPOサポートセンターの指定管理者の募集 (県民生活課)..... 1
和歌山県立青少年の家及び紀北公園における指定管理者の募集 (青少年・男女共同参画課)..... 3

公 告

公 告

県が設置する和歌山県NPOサポートセンターにおける指定管理者を次のとおり募集するので公告する。
平成26年7月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

- (1) 名称 和歌山県NPOサポートセンター
- (2) 場所 和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛9階
- (3) 規模 床面積214.43㎡
- (4) 施設 事務室、交流スペース及びサークル活動室

2 指定管理者が行う業務内容

- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) その他募集要項に記載する業務

3 指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（以下「団体」という。）とする。

- (1) 指定期間中、安全円滑に施設を運営管理し、かつ、和歌山県NPOサポートセンター設置及び管理条例（平成17年和歌山県条例第64号）第1条に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。
- (2) 複数の団体からなる共同体（以下「コンソーシアム」という。）による申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。
- (4) 6(2)に定める現地説明会（以下「現地説明会」という。）に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

5 欠格条項

次の各号のいずれかに該当する団体が行った申請については、無効とする。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムが行った申請についても無効とする。

- (1) 地方自治法（平成22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から

指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (3) 役員（法人でない団体の代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうち、次のいずれかに該当するものがある団体
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による手続をしている団体
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はそれらの利益となる活動を行う者
- (6) 都道府県税に係る徴収金について未納がある者
- (7) 法人税、所得税、消費税又は地方消費税について未納がある者
- (8) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けている団体

なお、和歌山県役務の提供等に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体については、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当する団体

6 和歌山県NPOサポートセンター指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）及び現地説明会に関する事項

(1) 募集要項の配布

- ア 配布期間 平成26年7月28日（月）から同年8月11日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時45分まで
- イ 配布場所
和歌山県環境生活部県民局県民生活課NPO・県民活動推進室
和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館2階

(2) 現地説明会

- ア 日時 平成26年8月12日（火）午後1時30分
- イ 場所 和歌山県NPOサポートセンター C会議室
和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛9階
- ウ 内容 募集要項の説明及び現地見学
- エ 注意事項 募集要項を持参すること。

(3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申込書を作成し、提出すること。

- ア 参加申込書の配付
 - (ア) 配布期間 (1) アに同じ。
 - (イ) 配布場所 (1) イに同じ。
- イ 参加申込書の提出方法
 - (ア) 提出期間 (1) アに同じ。
 - (イ) 提出場所 (1) イに同じ。
 - (ウ) 提出方法 持参、郵送又はファクシミリ

7 問合せ先

和歌山県環境生活部県民局県民生活課NPO・県民活動推進室

〒640-8585 和歌山市小松原通1丁目1番地

電話番号 073-441-2369

ファクシミリ番号 073-433-1771

公 告

県が設置する和歌山県立青少年の家及び紀北公園における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成26年7月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定管理者の指定

公の施設については、次に掲げる施設ごとに指定管理者の募集及び指定を行うものとする。

- (1) 和歌山県立紀北青少年の家及び紀北公園
- (2) 和歌山県立白崎青少年の家
- (3) 和歌山県立潮岬青少年の家

2 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

- (1) 和歌山県立紀北青少年の家及び紀北公園

ア 所在地 和歌山県伊都郡かつらぎ町中飯降1317-3

イ 施設規模 敷地面積87,273.01㎡

建物面積4,469.90㎡

ウ 施設内容 本館、宿泊棟、体育館、研修棟、浴室棟、雨天営火場、テニスコート、キャンプ場、プール、グラウンド等

- (2) 和歌山県立白崎青少年の家

ア 所在地 和歌山県日高郡由良町大引961-1

イ 施設規模 敷地面積235,581㎡

建物面積3,664.97㎡

ウ 施設内容 本館、浴室棟、体育館、石窯、野外活動ハウス、営火場、キャンプ場、つどいの広場等

- (3) 和歌山県立潮岬青少年の家

ア 所在地 和歌山県東牟婁郡串本町潮岬669

イ 施設規模 敷地面積47,646㎡

建物面積3,539.75㎡

ウ 施設内容 本館、体育館、プール、雨天営火場、運動場、キャンプ場、屋外展望台等

3 指定管理者が行う業務内容

- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) その他募集要項に記載する業務

4 指定管理者の指定管理期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

5 申請資格

(1) 申請資格を有する者は、指定管理期間中、安全円滑に和歌山県立青少年の家及び紀北公園を管理運営し、かつ、和歌山県立青少年の家については、和歌山県立青少年の家設置及び管理条例（平成12年和歌山県条例第7号）第1条に規定する施設の設置目的をより効果的、効率的に達成することのできる法人その他の団体（以下「団体」という。）とする。

(2) 県内に事務所又は活動の拠点を置く団体であること。

なお、複数の団体からなる共同体（以下「コンソーシアム」という。）が申請する場合は、代表となる団体が県内に事務所又は活動の拠点を置く団体であること。

- (3) コンソーシアムが申請する場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。

なお、コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。

- (4) 7 (2) に定める現地説明会（以下「説明会」という。）に参加していること。

なお、コンソーシアムが申請する場合は、その代表となる団体が説明会に参加していること。

6 欠格条項

次の各号のいずれかに該当する団体が行った申請については、無効とする。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムが行った申請についても無効とする。

- (1) 地方自治法（平成22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (3) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうち、次のいずれかに該当するものがある団体
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による手続をしている団体
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はそれらの利益となる活動を行う者
- (6) 都道府県税に係る徴収金について未納がある者
- (7) 法人税、所得税、消費税又は地方消費税について未納がある者
- (8) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）に規定する入札参加資格の停止措置を受けている団体

なお、和歌山県役務の提供等に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体については、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当する団体
- (9) 申請者が食事を提供する場合は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に違反して営業許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者

7 和歌山県立青少年の家及び紀北公園指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）及び現地説明会に関する事項

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間 平成26年7月28日（月）から同年8月11日（月）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時45分までの間（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く。）

イ 配布場所 和歌山県環境生活部県民局青少年・男女共同参画課
和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館4階

(2) 現地説明会

ア 和歌山県立紀北青少年の家及び紀北公園

- (ア) 日時 平成26年8月14日(木) 午後1時30分
- (イ) 場所 和歌山県立紀北青少年の家 研修室
和歌山県伊都郡かつらぎ町中飯降1317-3
- (ウ) 内容 募集要項の説明及び現地見学
- (エ) 留意事項 募集要項配布時に配布した資料一式を持参すること。
参加希望者が多数の場合、日時及び場所を変更することがある。
1申請者からの出席者は、2名以内とする。

イ 和歌山県立白崎青少年の家

- (ア) 日時 平成26年8月13日(水) 午後1時30分
- (イ) 場所 和歌山県立白崎青少年の家 研修室
和歌山県日高郡由良町大引961-1
- (ウ) 内容 募集要項の説明及び現地見学
- (エ) 留意事項 募集要項配布時に配布した資料一式を持参すること。
参加希望者が多数の場合、日時及び場所を変更することがある。
1申請者からの出席者は、2名以内とする。

ウ 和歌山県立潮岬青少年の家

- (ア) 日時 平成26年8月12日(火) 午後1時30分
- (イ) 場所 和歌山県立潮岬青少年の家 研修室
和歌山県東牟婁郡串本町潮岬669
- (ウ) 内容 募集要項の説明及び現地見学
- (エ) 留意事項 募集要項配布時に配布した資料一式を持参すること。
参加希望者が多数の場合、日時及び場所を変更することがある。
1申請者からの出席者は、2名以内とする。

(3) 現地説明会の参加手続

現地説明会に参加を希望する団体は、参加申出書を次により作成の上、提出すること。

ア 参加申出書の配付

- (ア) 配付期間 (1) アに同じ。
- (イ) 配付場所 (1) イに同じ。

イ 参加申出書の提出方法

- (ア) 提出期間 (1) アに同じ。
- (イ) 提出場所 (1) イに同じ。
- (ウ) 提出方法 持参、郵送又はファクシミリ

8 問合せ先

和歌山県環境生活部県民局青少年・男女共同参画課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2503

ファクシミリ番号 073-441-2501